

日本弁護士連合会・

人権擁護委員会に

人権救済申立

令状を示さない警視庁公安2課！

「再差押え」は重大な人権侵害だ！

J R総連役員3名が被疑者としてでっち上げられたいわゆる「東京駅（暴力）事件」では、私たちの2年半にも及ぶ弾圧の闘いの末、3月16日に不起訴を勝ち取りました。そしてこの不起訴に伴い、不当な家宅捜索による押収物は当然還付されるはずでしたが、検察庁はその押収品を還付しませんでした。警視庁公安部が3月15日、22点を「再差押え」したのです。また、罪名、被疑者名、被疑事実すら「捜査上の秘密」として明らかにせず、再差押えをしたことを示す資料等も何ら開示しませんでした。（J R総連通信 756参照）

このことは、警視庁公安部が新たな事件を再びでっち上げ、J R総連への弾圧をさらに続けていくことへの権力側の強固な意思を示すものに他なりません。

J R総連は、日本弁護士連合会・人権擁護委員会に対し4月20日、『人権救済申立』をおこないました。

…（略）…警察官がおこなった本件再差押えは、当該証拠物の所有者ないしは占有管理している者に対し、如上の事実を告知しないことは違法といわざるを得ない。したがって申立人は、貴委員会に対し、公正な判断のもと、関係個所への勧告及び警告を要請するものである。

申立ての理由は、以下のとおりです（概略）。

なぜ還付せず、なぜ再差押えをしたのか知ることが出来ず、その理由も疑問であること
差押えから2年近く経っているため必要性もなく、不利益を被っているにもかかわらず東京駅事件とは無関係に再差押えを続けていることは、別件捜査や組織の内情を探るための再差押えでしかないこと
捜索・押収の制限が憲法35条に示されているにもかかわらず理由を明かさず、正当な権限なく差し押さえていることの証であること
ILOの「勧告」や日弁連の「警告」にもかかわらず、J R総連が反社会的組織であるとキャンペーンするために捜索・差押えを常態化させていること
再差押えは適法であるとし、被疑者名、被疑罪名を押収品の所有者に告知しないことは憲法35条違反であり、権力の行使の濫用は戦前の特高警察の復活にほかならないこと

J R総連は、新たな事件の擁立・新たな弾圧の端緒としての「再差押え」を断固許さず、これまで創りあげてきた弾圧粉碎の大きな輪を、さらに広げていきます。